

評価の対象となるレポート類に関する不正行為者の取扱いについて

評価の対象となるレポート類に関する不正行為についても、学生の本分に反するものであり、定期試験の不正行為と同様に当該年度残余期間の停学を原則とする厳正な処分を行なう。